



新座中だより

〒352-0011 埼玉県新座市野火止2-4-1

TEL 048-478-3668

HP <https://j-niiza-c-niiza.edumap.jp>

新座市立新座中学校

学校教育目標

強く 明るく 考える

「5月号」

令和7年5月1日発行

いじめに震える生徒を誰一人生まない学校を目指す

校長 金子 文春

いじめ防止対策推進法（第2条）にある「いじめの定義」です。

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。

本校では、各学年の担当者が参加する生徒指導部会（毎週火曜日）、いじめ防止対策委員会（毎月末）で、上の定義に該当する事案を報告し合い、対策を練る会議を行っています。令和6年度の本校でのいじめの認知件数は36件、内23件は解消（3か月後確認）、13件は引き続き経過観察・要指導となっています。

「次の1ページをめくるのが楽しみ」「物語や主人公にどんな展開が訪れるのかドキドキする」が読書の醍醐味であるように、「次の日に登校するのが待ち遠しい」「勉強や活動、友達との学校生活でどんなに刺激的な学びが起こるのかワクワクする」が、新座中学校に通う一人でも多くの生徒の動機であってほしいと願っています。

36年前に中学生だった私はいじめられっ子でした。我慢に近い感情で通っていた中学校生活を振り返っても、楽しい思い出はなかなか出てきません。「自分と同じ経験を無限の可能性のある未来の子どもたちにさせたくない」の思いは、私が教師を目指した原点です。

陰湿ないじめは人権を無視し、相手の心に傷をつける、時には一生の傷跡を残す、決して許されない行為です。新座中学校は生徒の心に寄り添う指導を重要視していますが、その一方で「子どもたちを本気で叱ってあげてほしい3つの時」を先生方をお願いしました。

①生命の危険がある時、②同じ失敗を何度も繰り返す時、③他者の人権を踏みにじった時。子ども、大人、地域、学校、様々な立場から、子どもたちの心理的な安全が保障され、健やかに生きる環境づくりにご協力ください。

